

王子公園再整備事業
入札説明書

令和6年7月

神戸市

目 次

第1	総則	3
1	本書の位置づけ.....	3
第2	事業内容に関する事項.....	3
1	事業の基本的事項.....	3
第3	事業者の募集及び選定に関する事項.....	7
1	事業者の選定に関する基本的事項.....	7
2	募集及び選定に係る想定スケジュール.....	8
3	募集及び選定手続き等.....	8
第4	入札参加者の構成等.....	15
1	入札参加者の構成等.....	15
2	入札参加者の参加資格要件等.....	16
3	参加資格の確認基準日.....	20
4	参加資格の喪失.....	20
第5	応募にあたっての留意事項.....	22
1	提案書類の取扱い.....	22
2	入札にあたっての留意事項.....	22

第 1 総則

1 本書の位置づけ

本書は、神戸市（以下「本市」という。）が、「王子公園再整備事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価落札方式による一般競争入札により募集及び選定することを予定しているため、入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）を対象に配布するものである。

本書は、本入札に関し、入札参加希望者が熟知し、かつ順守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。なお、下記に示す資料を本書に合わせ配布する。入札参加希望者は、各資料の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

〈資料〉

別添資料 1：要求水準書

別添資料 2：落札者決定基準

別添資料 3：様式集

別添資料 4：基本協定書（案）

別添資料 5：事業契約書（案）

第 2 事業内容に関する事項

1 事業の基本的事項

(1) 事業名称

王子公園再整備事業

(2) 事業の枠組み

本事業敷地及びその周辺において、以下の施設を解体・撤去するとともに、新たな施設を整備するものであり、本事業の対象範囲（以下「対象施設等」という。）は次表に示す実施者が「事業者」となるものである。実施者が「市」となる工事については、本事業とは別途本市が発注する。

施設	事業範囲			
	解体対象	実施者	整備対象	実施者
大学ゾーン			○	大学
既存スタジアム	○	大学		
動物園	○	市		
園			○	市
獣舎（サバンナゾーン等）				

施設	事業範囲				
	解体対象	実施者	整備対象	実施者	
管理事務所・動物病院			○	市	
にぎわい施設			○	市	
メインゲート			○	事業者	
エントランス広場			○	事業者	
既存ゲート・管理事務室	○	事業者			
獣舎（鳥類舎）	○	事業者			
北ゲート			○	事業者	
獣舎（その他）・その他動物園内施設	○	市	○	市	
スポーツゾーン	獣舎（北園）	○	事業者		
	旧ハンター住宅	○	市		
	既存テニスコート	○	事業者		
	スタジアム			○	事業者
	登山研修所			○	事業者
	ちびっこ広場	○	市		
	弓道場（近的）	○	事業者	○	市
	わんぱく広場	○	事業者		
	みんなの広場			○	事業者
	多目的広場			○	事業者
	スタジアム南側東西園路	○	事業者	○	事業者
	スポーツセンター（SC）北駐車場			○	市
	スポーツセンター（SC）南駐車場 ・弓道場（遠的）	—		—	
	体育館	—		—	
緑の広場			○	事業者	
平面駐車場	○	事業者			
立体駐車場・屋上テニスコート			○	事業者	
その他	シンボルプロムナード	○	事業者	○	事業者
	駐車場アクセス園路兼遊歩道	○	事業者	○	事業者
	川沿い園地	○	事業者	○	事業者
	補助競技場	○	事業者		
	相撲場	○	事業者		
	既存登山研修所	○	事業者		
	天城橋	○	事業者	○	事業者
	中原橋	○	事業者	○	事業者

施設	事業範囲			
	解体対象	実施者	整備対象	実施者
市道阪急沿線	○	事業者	○	事業者
市道野崎線			○	市
駐輪場管理事務所	○	市	○	市
原田児童館	—		—	
神戸文学館	—		—	

対象範囲：○ 事業者

(3) 事業者の業務範囲

事業者の業務範囲は、以下のとおりである。

(ア) 設計に係る業務	・事前調査業務
	・各種申請及び関連業務
	・設計業務（基本・実施）及び関連業務
	・セルフモニタリング業務
	・その他設計に関する業務
(イ) 建設に係る業務	・各種申請及び関連業務
	・解体・撤去工事業務
	・土木・建設工事業務
	・備品等調達及び設置業務
	・セルフモニタリング業務
(ウ) 工事監理に係る業務	・その他建設に関する業務
	・各種申請及び関連業務
	・工事監理業務
	・セルフモニタリング業務
	・その他工事監理に関する業務

(4) 事業期間

本事業における事業期間は、事業契約締結の翌日（令和7年5月頃予定）から令和13年3月末日までとする。

なお、一部の施設には事業期間内の指定する期日を目途に引き渡しを求める。具体的な対象施設・時期については、要求水準書で示すものとする。

(5) 事業方式

本事業は、事業者が対象施設等の設計・建設・工事監理を行い、完工後に本市に引き渡す設計・施工一括発注方式とする。

(6) 担当部署

本事業の事務局は次のとおりである。なお、問い合わせは原則としてメールにて行うこと。

神戸市 建設局 王子公園再整備本部 王子公園再整備課

所在地 : 〒651-0084 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号
コンコルディア神戸4階

電話 : 078-322-5016

メールアドレス : oji_kouen@office.city.kobe.lg.jp

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の選定に関する基本的事項

(1) 選定の方法

本事業における事業者の募集及び選定は、競争性・透明性の確保に配慮した上で、総合評価落札方式一般競争入札で実施する。なお、本事業はWTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（平成7年条約第23号）、以下「WTO協定」という。）の対象事業であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

(2) 選定委員会の設置

本市は、落札者の選定に当たり、学識経験者等で構成される「王子公園再整備事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

構成委員名については、落札者決定までは非公表とし、委員に関する問い合わせは一切受け付けない。

落札者決定までの間、選定委員会の委員及び本市職員に対して、審査に関する働きかけを行うなど、本公募に関する不正な接触の事実が認められた場合は失格となる。

(3) 審査の方法

審査の方法は、落札者決定基準を参照すること。

(4) 落札者の決定

本市は、選定委員会の審査結果を踏まえて落札者を決定する。

(5) 結果の公表

本市は、選定委員会の審査結果をとりまとめ、各入札参加者の代表企業に書面にて通知の上、速やかに本市のホームページにて公表する。

(6) 落札者を決定しない場合の措置

入札参加者の募集、評価、落札者の決定において、最終的に入札参加者がいない場合には、落札者を決定せず、その旨を本市のホームページで速やかに公表する。なお、入札参加者が1者であっても入札参加資格審査及び提案審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該入札参加者を落札者として決定する。ただし、入札参加資格審査及び提案審査において失格となった場合には、本入札は成立しないものとする。

(7) 入札の中止等

競売入札妨害もしくは談合行為の疑い、不正もしくは不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

2 募集及び選定に係る想定スケジュール

事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行うことを想定している。

(スケジュールは今後変更することがある)

① 入札公告（入札説明書等の公表）	令和6年7月31日（水）
② 入札説明書等に関する質問の受付期限（第1回） ※手続きに関する質問の受付期限	令和6年8月23日（金） 令和6年8月9日（金）
③ 入札説明書等に関する質問への回答公表（第1回） ※手続きに関する質問への回答公表	令和6年9月24日（火） 令和6年8月26日（月）
④ 参加表明書（資格確認申請書を含む）の受付期限	令和6年9月13日（金）
⑤ 資格確認通知書の発送	令和6年9月下旬
⑥ 対話の実施	令和6年10月21日（月）
⑦ 対話結果の公表	令和6年10月下旬
⑧ 入札説明書等に関する質問の受付期限（第2回）	令和6年11月11日（月）
⑨ 入札説明書等に関する質問への回答公表（第2回）	令和6年11月29日（金）
⑩ 入札提出書類（提案書）の提出期限	令和6年12月26日（木）
⑪ 開札	令和6年12月26日（木）
⑫ 提案内容に関するヒアリング・プレゼンテーション	令和7年2月上旬
⑬ 落札者の決定及び公表	令和7年2月下旬
⑭ 基本協定の締結（SPCを設立する場合）	令和7年2月下旬
⑮ 仮契約の締結	令和7年3月頃
⑯ 事業契約の締結	令和7年5月頃

3 募集及び選定手続き等

(1) 入札説明書等の公表（①）

本事業の入札説明書及び別添資料（以下、「入札説明書等」という。）を本市のホームページ等で公表する。

なお、要求水準書別紙の一部技術資料（付属資料3～8、10～20及び参考資料）は、本事業の入札参加希望者に対してのみ配布することとする。

ア 追加技術資料の配布申込期間

令和6年7月31日（水）午後2時から令和6年9月13日（金）午後5時まで（必着）

イ 追加技術資料の配布申込方法

当該資料の配布を希望する者は、「追加技術資料送付願」（様式1-1）及び「守秘義務の遵守に関する誓約書」（様式1-2）に記入の上、原則電子メールで申し出るとともに、「守秘義務の遵守に関する誓約書」（様式1-2）の原本は、後日郵送により提出すること。

この際、電子メールのタイトル（件名）は「【王子公園再整備事業】追加技術資料の配布希望（事業者名）」とすること（事業者名は自社名に変更すること）。あわせて、メールを送信後、速やかに電話等で当該メールの到着確認を行うこと。

ウ 申込み先

入札説明書「第2 1（6）」に同じ。

※「守秘義務の遵守に関する誓約書」（様式1-2）の原本の郵送先も同様とする。

（2）入札説明書等に関する質問の受付、回答の公表（第1回）（②・③）

本市は、本事業の入札参加希望者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する入札参加希望者の理解を深め、本市の意図と提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、入札参加希望者を対象に、入札説明書等に記載した内容に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

①入札参加資格申請に関する事項

令和6年7月31日（水）午後2時から令和6年8月9日（金）午後5時まで（必着）

②その他

令和6年7月31日（水）午後2時から令和6年8月23日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

質問及び意見の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書」（様式2-1）及び「入札説明書等に関する意見書」（様式2-2）に必要事項を記載の上、原則電子メールで提出すること。この際、電子メールのタイトル（件名）は、「【王子公園再整備事業】入札説明書等に関する質問等（事業者名）」と表記すること（事業者名は自社名に変更すること）。なお、メールを送信後、速やかに電話等で当該メールの到着確認を行うこと。

ウ 提出先

入札説明書「第2 1 (6)」に同じ。

エ 回答の公表

質問及び意見に対する回答については、事業実施に直接関連しない内容等の質問及び意見を除き、回答することとし、本市のホームページで一括して公表する。ただし、質問者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない場合がある。なお、質問者等から提出のあった質問及び意見のうち、本市が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

公表スケジュールは以下を目途とする。

- ①入札参加資格申請に関する質問及び意見への回答 : 令和6年8月26日(月)
- ②その他入札説明書等に関する質問及び意見への回答 : 令和6年9月24日(火)

(3) 参加表明書(資格確認申請書を含む)の受付、資格確認通知書の発送(④・⑤)

入札参加希望者は、参加表明書(資格確認申請書を含む。)を提出すること。資格確認の結果は、入札参加希望者(代表企業)に対して資格確認通知書の発送により通知する。

ア 受付期間

令和6年7月31日(水)午後2時から令和6年9月13日(金)午後5時まで(必着)

イ 提出場所

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸4階
神戸市建設局 王子公園再整備本部 王子公園再整備課

ウ 提出書類

提出書類は、様式集を参照すること。

エ 提出方法

参加表明書等は、提出場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付することとし、電子メール又はFAXによる提出は受け付けない。

オ 資格審査結果の通知

入札参加資格は提出された書類により審査し、その結果は令和6年9月27日(金)以

降に代表企業に対して書面により通知する。

なお、入札参加資格がないとされた確認通知を受領した代表企業は、当該通知を受領した日の翌日から起算して7日以内（休日等を除く。）に、書面により入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができる。

（４）対話の実施、結果の公表（⑥・⑦）

本市は、入札参加者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する入札参加者の理解を深め、本市の意図と入札参加者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、各入札参加者に対し、対面方式による対話の場を設ける。

ア 対話参加者

入札参加資格審査を通過した入札参加者で対話を希望する者

イ 対話実施日

令和6年10月21日（月）

ウ 受付期間

令和6年10月1日（火）午後2時から令和6年10月7日（月）午後5時まで（必着）

エ 申込方法

「対話参加申込書」（様式3-1）及び「対話の議題」（様式3-2）に必要事項を記入の上、原則電子メールで提出すること。

オ 実施方法の通知

対話の開催日時、開催場所等具体的な実施方法については、参加申込の状況に応じて本市が決定し、申込のあった入札参加者の代表企業に対して通知する。

カ 対話結果の公表

対話を実施した結果、競争上、認識を共有する必要がある事項については、対話による共有認識事項・質問回答等として、対話を行った全ての入札参加者に通知および公表する。ただし、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものについては、当該入札参加者のみに通知する。

（５）入札説明書等に関する質問の受付、回答の公表（第2回）（⑧・⑨）

本市は、入札参加資格の確認を受けた入札参加者との十分な意思疎通を図ることによ

って、本事業の趣旨に対する入札参加者の理解を深め、本市の意図と提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、入札参加者を対象に、入札説明書等に記載した内容に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和6年10月21日（月）午後2時から令和6年11月11日（月）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

質問及び意見の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書」（様式2-1）及び「入札説明書等に関する意見書」（様式2-2）に必要事項を記載の上、原則電子メールで提出すること。この際、電子メールのタイトル（件名）は、「【王子公園再整備事業】入札説明書等に関する質問等（事業者名）」と表記すること（事業者名は自社名に変更すること）。なお、メールを送信後、速やかに電話等で当該メールの到着確認を行うこと。

ウ 提出先

入札説明書「第2 1（6）」に同じ。

エ 回答の公表

質問及び意見に対する回答については、事業実施に直接関連しない内容等の質問及び意見を除き、回答することとし、本市のホームページで一括して公表する。ただし、質問者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない場合がある。なお、質問者等から提出のあった質問及び意見のうち、本市が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

公表スケジュールは以下を目途とする。

入札説明書等に関する質問及び意見への回答（第2回）：令和6年11月29日（金）

（6）入札提出書類（提案書）の提出（⑩）

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、本事業に関する提案内容を記載した入札提出書類（提案書）を次のとおり提出すること。なお、アの提出日時までに入札提案書類を提出しない場合は、入札に参加できない。

ア 提出日時

令和6年12月26日（木）午後3時まで（必着）

イ 提出場所

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸4階
神戸市建設局 王子公園再整備本部 王子公園再整備課

ウ 提出書類・作成方法

提出書類・作成方法は、様式集を参照すること。

エ 提出方法

参加表明書等は、提出場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付することとし、電子メール又はFAXによる提出は受け付けない。

オ 入札の辞退

入札参加資格の確認を受けた入札参加者が、入札を辞退する場合は、入札提出書類提出期限までに「入札辞退届」（様式5-1）を入札説明書「第2 1（6）」まで提出すること。

（7）開札（⑪）

ア 開札日時

令和6年12月26日（木）午後4時

イ 開札場所

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸4階
神戸市建設局 王子公園再整備本部 王子公園再整備課

ウ 開札方法

開札は、入札参加者の代表企業の代表者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、代表企業の代表者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。なお、当該開札においては予定価格を超えていないことを確認し、入札価格の公表は行わない。

エ 予定価格

予定価格は以下のとおりである。
156億円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

オ 入札の無効

神戸市契約規則（昭和39年神戸市規則第120号）第12条各号の規定に該当する入

札のほか、入札参加資格審査書類その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。

(8) 提案内容に関するヒアリング・プレゼンテーション (12)

入札提出書類の審査に当たって、提案内容の確認のために必要と判断した場合、入札参加者に対するヒアリング・プレゼンテーションを実施する。実施する場合の実施時期は令和7年2月上旬を予定している。日時、場所、ヒアリング内容等は、事前に入札参加者の代表企業に通知する。

(9) 落札者の決定及び公表 (13)

選定委員会において入札参加者からの提案書の審査・検討を行う。本市は、選定委員会による事業提案書の審査と入札額を総合的に評価し、落札者を決定する。なお、結果については入札参加者に通知するとともに、本市のホームページ等で公表する。

(10) 基本協定の締結 (SPC を設立する場合) (14)

本市は、落札者が特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立する場合には、落札者と基本協定を締結する。

(11) 仮契約の締結 (15)・事業契約の締結 (16)

本市は、落札者又は落札者が設立するSPCと仮契約を締結する。仮契約は、令和7年5月（予定）の市議会を経て本契約となる。

落札者決定日の翌日から事業契約締結までの間、落札者が基本協定を締結しない若しくは事業者が事業契約を締結しない場合には、総合評価落札方式一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による事業契約締結の手続を行う場合がある。

第4 入札参加者の構成等

1 入札参加者の構成等

- (1) 入札参加者は、2に規定する本事業を実施するために必要な資格要件等を備えた企業で構成されるものとする。入札参加者が複数の企業により応募グループを構成する場合、本市との交渉窓口となる「代表企業」を定め、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこと。
- (2) 入札参加者が複数の企業により応募グループを構成する場合、構成企業間の関係は、元請負及び下請負の関係、共同企業体もしくは落札者により本事業の遂行を目的として設立される SPC のいずれかとする。入札参加者は、以下の定義の企業で構成されるものとする。
- ・ 構成員 : 本事業に関する各業務に当たる共同企業体の構成員をいう。なお、入札参加者が SPC を組成する場合には、本事業に関する各業務を事業者から直接受託又は請け負う企業であって、事業者に出資を行う者をいう
 - ・ 協力企業: 本事業に関する各業務に当たる者のうち、構成員とならない者をいう。なお、入札参加者が SPC を設立する場合には、本事業に関する各業務を事業者から直接受託又は請け負う企業であって、事業者に出資を行わない者をいう
- (3) 同一者が複数の業務に当たることを妨げず、一つの業務を複数の企業で実施しても構わない。ただし、建設業務と工事監理業務については、同一の者、又は資本面ならびに人事面で関係のあるものが兼ねてはならない。

※「資本面において関連のある者」とは、次の規定に該当する者をいう。以下同じ。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 親会社と子会社の関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法67条第1項又は民事再生

法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (4) 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業にはなることができないものとする。ただし、落札者の決定後に、落札に至らなかった入札参加者の構成企業が、落札した入札参加者の構成企業から業務を再受注することは妨げない。その場合は、本市の承諾を得るものとする。

2 入札参加者の参加資格要件等

入札参加者は、次の入札参加資格要件を満たすこと。

(1) 共通要件

入札参加者は、①～⑩のいずれにも該当しない者であること。

- ①資格審査書類の提出期限日から落札者の決定日までの期間で、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止を受けた者。
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 5 条に該当する者）等。
- ③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- ④建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ⑤旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続きの開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者は除く。
- ⑥民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続きの開始の申立てをしている者又は申立てを成されている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- ⑦会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和 2 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同第 2 項の規定による通告がなされている者。
- ⑧旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。

⑨本市が、本事業についてアドバイザー業務を委託した者又はこれらと資本関係若しくは人的関係において関連がある者。

なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

- 1) PwC アドバイザリー合同会社
- 2) 株式会社オリエンタルコンサルタンツ
- 3) PwC 弁護士法人

⑩選定委員会の委員及び委員が属する企業、団体又はこれらと資本関係若しくは人的関係において関連がある者。

(2) 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は、参加資格確認申請時において、以下の要件を満たしていること。

ア 建築設計に当たる者

本業務を複数の者で行う場合は、全ての者が①及び②を満たし、少なくとも1者が⑤を満たすこと。さらに、立体駐車場の設計に当たる者のうち少なくとも1者は③を、スタジアムの設計に当たる者のうち少なくとも1者は④を満たすこと。

- ①令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（物品等）に登録されていること。なお、令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（物品等）のない者が、建築設計に当たる場合は、あらかじめ神戸市競争入札参加資格（物品等）の審査（随時登録）を受けなければならない。その場合は神戸市行財政局契約監理課まで速やかに連絡すること。
- ②建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ③平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、駐車場台数500台以上の自走式立体駐車場の設計（新設又は全面改修に限る。）を完了した実績を有していること。
- ④平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、観客席2,000席以上の屋外体育施設の設計（新設又は全面改修に限る。）を完了した実績を有していること。
- ⑤次の要件を満たす管理技術者を配置すること。なお、原則として管理技術者の変更は認めないが、本市が必要と認めた場合に限り、管理技術者を変更することができる。
 - 1) 一級建築士の資格を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

イ 土木設計に当たる者

本業務を複数の者で行う場合は、全ての者が①及び②を満たし、少なくとも1者が③及び④を満たすこと。なお、③と④を満たす者が異なることも可とする。

- ①令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（物品等）に登録されていること。なお、令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（物品等）のない者が、土木設計に当たる場合は、あらかじめ神戸市競争入札参加資格（物品等）の審査（随時登録）を受けなければならない。その場合は神戸市行財政局契約監理課まで速やかに連絡すること。
- ②建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定により、対象工種に該当する部門について、建設コンサルタントの登録を受けた者であること。
- ③平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第3号及び第4号に規定される公園（総合公園、運動公園又は広域公園）の設計を完了した実績を有していること。
- ④次の要件を満たす管理技術者を配置すること。なお、原則として管理技術者の変更は認めないが、本市が必要と認めた場合に限り、管理技術者を変更することができる。
 - 1）技術士（総合技術監理部門（都市及び地方計画）又は、建設部門（都市及び地方計画））又はシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）の資格を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

（3）建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は、参加資格確認申請時において、以下の要件を満たしていること。なお、本業務を複数の者で行う場合は、全ての者が①及び②を満たし、少なくとも1者が③及び④を満たすこと。なお、③と④を満たす者が異なることも可とする。さらに、立体駐車場の建設に当たる者のうち少なくとも1者は⑤を、スタジアムの建設に当たる者のうち少なくとも1者は⑥を、園地整備に当たる者のうち少なくとも1者は⑦を満たすこと。

- ①令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（工事請負）に登録されていること。なお、令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（工事請負）のない者が、建設業務に当たる場合は、あらかじめ神戸市競争入札参加資格（工事請負）の審査（随時登録）を受けなければならない。その場合は神戸市行財政局契約監理課まで速やかに連絡すること。
- ②建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、対象工種に該当する種類について、特定建設業の許可を受けた者であること。
- ③同法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な総合評定値が下記区分を満たすこと。なお、建築一式工事と土木一式工事の点数を満たす者が同一でなくても構わない。

種別	点数
建築一式工事	1,100点以上

土木一式工事	1,200 点以上
--------	-----------

- ④次の要件をすべて満たす監理技術者を建築工事実施期間中、当該事業用地に専任で配置すること。また、その他工事の実施期間中には2)を満たす監理技術者を専任で配置すること。
- 1) 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けた者であること。
 - 2) 建設業法第27条の18第1項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第26条第5項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- ⑤平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、駐車場台数500台以上の自走式立体駐車場の建設（新設又は全面改修に限る。）を完了した実績を有していること。
- ⑥平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、観客席2,000席以上の屋外体育施設の建設（新設又は全面改修に限る。）を完了した実績を有していること。
- ⑦平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第3号及び第4号に規定される公園（総合公園、運動公園又は広域公園）の建設を完了した実績を有していること。

(4) 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は、参加資格確認申請時において、以下の要件を満たしていること。

ア 建築部分の工事監理に当たる者

本業務を複数の者で行う場合は、全ての者が①及び②を満たし、少なくとも1者が③及び④を満たすこと。なお、③と④を満たす者が異なることも可とする。

- ①令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（物品等）に登録されていること。なお、令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（物品等）のない者が、建築部分の工事監理に当たる場合は、あらかじめ神戸市競争入札参加資格（物品等）の審査（随時登録）を受けなければならない。その場合は神戸市行財政局契約監理課まで速やかに連絡すること。
- ②建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所への登録を受けた者であること。
- ③平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、観客席2,000席以上の屋外体育施設の設計（新設又は全面改修に限る。）を完了した実績を有していること。
- ④次の要件を満たす管理技術者を配置すること。なお、原則として管理技術者の変更は認めないが、本市が必要と認めた場合に限り、管理技術者を変更することができる。
 - 1) 一級建築士の資格を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過

去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

イ 土木部分の工事監理に当たる者

本業務を複数の者で行う場合は、全ての者が①及び②を満たし、少なくとも1者が③及び④を満たすこと。なお、③と④を満たす者が異なることも可とする。

- ①令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（物品等）に登録されていること。なお、令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（物品等）のない者が、土木部分の工事監理に当たる場合は、あらかじめ神戸市競争入札参加資格（物品等）の審査（随時登録）を受けなければならない。その場合は神戸市行財政局契約監理課まで速やかに連絡すること。
- ②建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定により、対象工種に該当する部門について、建設コンサルタントの登録を受けた者であること。
- ③平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第3号及び第4号に規定される公園（総合公園、運動公園又は広域公園）の設計を完了した実績を有していること。
- ④次の要件を満たす管理技術者を配置すること。なお、原則として管理技術者の変更は認めないが、本市が必要と認めた場合に限り、管理技術者を変更することができる。
 - 1）技術士（総合技術監理部門（土質及び基礎又は鋼構造及びコンクリート又は都市及び地方計画又は道路又は施工計画、施工設備及び積算）又は、建設部門（土質及び基礎又は鋼構造及びコンクリート又は都市及び地方計画又は道路又は施工計画、施工設備及び積算））又はシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）の資格を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

3 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書の受付締切日とする。

4 参加資格の喪失

- ① 参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者を構成する企業が入札参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、入札参加者を構成する企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた企業に代わって、入札参加資格を有する企業を補充し、入札参加資格等を確認の上、本市が認めた場合は、入札に参加できるものとする。
- ② 開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者を構成する企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、本市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象

から除外する。ただし、入札参加者を構成する企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該入札参加者が、入札参加資格を欠いた企業に代わって、入札参加資格を有する企業を補充し、本市が入札参加資格の確認（SPC を設立する場合には、設立予定の SPC の事業能力を含む）を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する企業の入札参加資格確認基準日は、当初の入札参加者を構成する企業が入札参加資格を欠いた日とする。

- ③ 落札者決定日の翌日から事業契約締結までの間、事業者（落札者）を構成する企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、本市は事業者（落札者）と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、本市は事業者（落札者）に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、事業者（落札者）を構成する企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該事業者（落札者）が、参加資格を欠いた企業に代わって、入札参加資格を有する企業を補充し、本市が入札参加資格の確認（SPC を設立する場合には、設立予定の SPC の事業能力を含む）を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該事業者（落札者）と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する企業の入札参加資格確認基準日は、当初の事業者（落札者）を構成する企業が入札参加資格を欠いた日とする。

第5 応募にあたっての留意事項

1 提案書類の取扱い

(1) 提案書類の書換え等の禁止

入札参加者は、提出した入札時提出書類の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(2) 著作権

提案書の著作権は入札参加者に帰属するものとする。ただし、本市は本事業の公表時及び本市が必要と判断した場合には、落札者の事業提案書の一部又は全部を無償で使用できることとする。また、落札者以外の入札参加者の提案については、入札参加者の承諾なく本事業の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として、入札参加者が負うこととする。

2 入札にあたっての留意事項

(1) 入札保証金

神戸市契約規則第7条第2号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

事業者は、施設整備費等（ただし、消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）の100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、契約保証金の納付を免除する。

- ①契約保証金に代わる担保となる本市が承認する有価証券等の提供。
 - ②本市への対象施設等の引渡しまでのこの契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は本市が確実と認める金融機関等の保証。
 - ③本市への対象施設等の引渡しまでのこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証。
 - ④この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する以下の履行保証保険契約の締結。なお、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を本市に寄託しなければならない。
- 1)事業者が、対象施設等の設計及び建設工事に関して、本市を被保険者とし、設計・建設期間を保険期間とする施設整備費等の100分の10以上に当たる額の履行保証

保険契約を締結し、契約締結前にその履行保証保険契約に係る保険証券の原本を本市に提出したとき。

2)事業者が、対象施設等の建設を担当する企業として、対象施設等の設計及び建設工事に関して、事業者を被保険者とし、設計・建設期間を保険期間とする施設整備費等の100分の10以上に当たる額の履行保証保険契約を締結させ、かつ、事業者の費用負担で当該履行保証保険契約に基づく履行請求権及び保険金請求権につき、本市を質権者とする質権を設定したとき。

(3) 応募に伴う費用負担

応募に伴い入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

(4) 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は、日本国通貨（円）、時刻は、日本標準時とする。

(5) 苦情の申し込み

本事業の入札手続きに関しては、政府調達に関する苦情の処理手続き（平成21年制定）により、当該入札手続きにおける入札参加資格の確認その他の手続きに関し、神戸市特定調達等調査委員会へ苦情の申立てをすることができる。

(6) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、本市のホームページに公表する。

https://www.city.kobe.lg.jp/a76835/202404ojipark_ikkatsu.html